

仕様書（長期継続契約）

1 業務名

消防本部庁舎空調設備保守管理業務

2 目的

空調機器等を使用する上で、支障が生じないように定期的に点検整備及び清掃し、故障予防のための保全作業を行う。

3 業務場所

光市光井六丁目16番1号 光地区消防組合消防本部

4 委託期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

5 対象設備

別紙1「空調機器表」

6 業務内容

受託者は、次に掲げる保守点検要領により、確実に業務を行うこと。

- (1) フィルターの点検清掃については、年2回行うこと。また、点検整備の日程については、委託者と調整すること。
- (2) 別紙2「空調設備保守点検作業基準書」による定期点検（年1回）を行うこと。
- (3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第19条の規定によるフロン類算定漏えい量等の報告について、受託者は、委託者に代わり報告を行うこと。
- (4) フィルター等消耗部品の交換を要する場合の部品代及び機器の故障に伴い、委託者が修繕を指示した場合の費用は、委託者が負担する。
- (5) 業務の遂行に必要な機械器具、洗剤、材料等のほか、一般的に受託者が負担すべきものについては、受託者が負担すること。
- (6) 点検及び清掃の作業中に空調機器等の故障又は修繕を要する箇所を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (7) 業務の契約期間中、温度、湿度、風量等の不適、又は空調機器等の異常の連絡を受けた場合は、速やかに原因を調査し、委託者に報告をするとともに、委託者の指示に基づき、適正な方法により修繕を行うこと。なお、これに要する費用負担の有無については、その都度協議して決定する。